

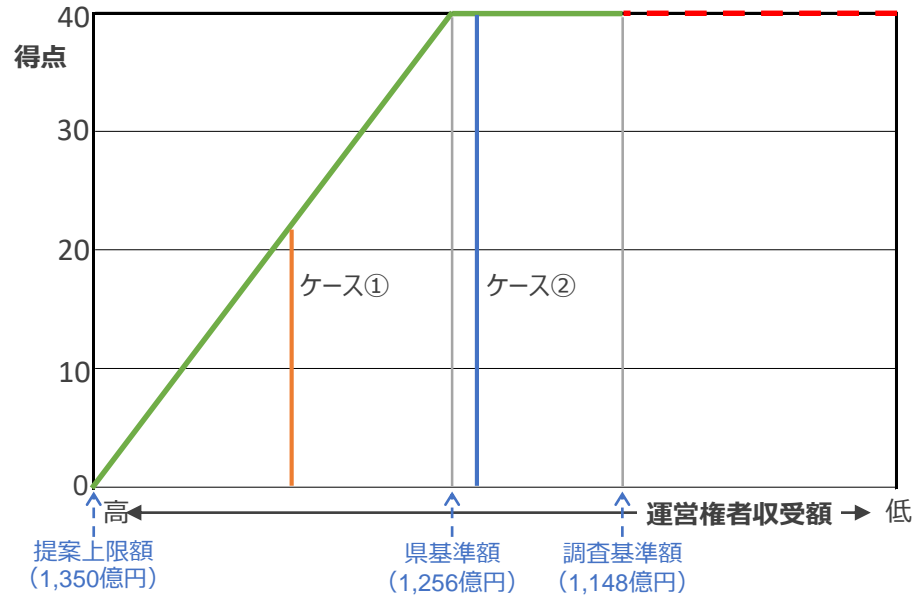
令和元年度第4回
PFI検討委員会

【厳秘】 会議後回収資料

令和2年1月15日

運営権者収受額等の 得点化の方法について

運営権者収受額及び下水道事業に係る改築費用についての 得点化の方法



- 左図のとおり、県基準額を満点とし、提案上限額を0点とする一次式で評価。
- 調査基準額未満の運営権者収受額とした応募者に対して、調査を実施する。調査としては、提案内容から運営権者収受額の算定根拠を確認するほか、必要に応じて追加資料（内訳等）の提出及びヒアリングを実施する。
- 競争性を確保する観点から、県が設定する運営権者収受額及び下水道事業に係る改築費用の基準額は公表しない。

＜運営権者収受額の得点化の例＞

ケース①：運営権者収受額の提案額：1,300億円の場合
 $40点 \times (1,350億円 - 1,300億円) / (1,350億円 - 1,256億円) = 21.28点$

ケース②：運営権者収受額の提案額：1,250億円の場合
 $40点 \times (1,350億円 - 1,250億円) / (1,350億円 - 1,256億円) = 42.55点 \rightarrow$ 県基準額を下回るため40点

(単位：億円)	現行体制モデル 総事業費 a	コスト削減率 b		みやぎモデル総事業費 a×(1-b)			下水改築費 (実費精算)等 ②	試算結果 ①-②	応募者に求める コスト削減額 (全体)
		導入可能性調査における聞き取り結果		うち県	うち運営権者 ①				
提案上限額	3,314	7%	期待コスト削減率の最小値	3,067	1,414	1,653	303	1,350	▲197
県基準額		10.5%	期待コスト削減率の中間値	2,967	1,409	1,558		1,256	▲約300
調査基準額		14%	期待コスト削減率の最大値	2,850	1,400	1,450		1,148	▲約400

※上記の設定額については現時点における暫定値であり、今後変更される場合がある。

要求水準違約金額について

違約金額（案）

	レベル1 軽微な不備	レベル2 外部に影響が及ばない中 程度の要求水準違反	レベル3 水質に関する 県基準違反	レベル4 重度の要求水準違反 (法令違反)	レベル5 安定的な水の供給を阻 害する要求水準違反
	要求水準違約金				契約解除違約金
上	4万円/日	12万円/日	220万円/日	440万円/日	大崎 : 3億円/件 仙南・仙塩 : 4億円/件
工			40万円/日	70万円/日	—
下			190万円/日	370万円/日	—

要求水準違約金額の検討① レベル4, 3

- レベル4（重度の要求水準違反又は法令違反）の一日当たり違約金額は、一日当たり運営権者収受額を基準に設定。
- レベル4の違約金額を基準に一定率を乗じ、レベル3（水質に関する県基準違反）の違約金額を設定。下表は、「一定率」を50%とした場合の違約金額。
- 3事業について、それぞれ最も高い違約金を採用する。
- 違約金額は、一日当たり違約金額に、違約金発生から要求水準違反解消までの期間（日単位）を乗じて算定する。

10万円未満を切り上げ

(単位：万円)	1日当たり運営権者収受額	100% (レベル4)	50% (レベル3)		100% (レベル4)	50% (レベル3)
水道用水供給事業						
大崎広域水道用水供給事業	358	358	179	→	360	180
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	432	432	216	→	440	220
工業用水道事業						
仙塩工業用水道事業	66	66	33	→	70	40
仙台圏工業用水道事業	46	46	—	→	50	—
仙台北部工業用水道事業	22	22	11	→	30	20
流域下水道事業						
仙塩流域下水道事業	365	365	183	→	370	190
阿武隈川下流流域下水道事業	349	349	174	→	350	180
鳴瀬川流域下水道事業	55	55	27	→	60	30
吉田川流域下水道事業	140	140	70	→	140	70

※ 仙台圏工業用水道事業は、原水供給のため、レベル3の対象外

要求水準違約金額の検討② レベル2, 1

- レベル1, 2の違約金額は, 全事業で一律とする。
- 金額設定に当たり, 内閣府「契約に関するガイドライン」を参考にし, 一日当たり運営権者収受額に20%の率を乗じる。
- レベル1, 2の一日当たり違約金額
= 一日当たり運営権者収受額 1,833万円 × 20% ÷ 9 (※) × 一定率
※ 要求水準違反を犯すことの重みは, 9個別事業ごとに変わらないため, 9で除した。
- 上記式における「一定率」について, レベル2, 1それぞれに設定。
 - レベル2 : 30% → 12万円/日
 - レベル1 : 10% → 4万円/日
- 違約金額は, 一日当たり違約金額に, 違約金発生から要求水準違反解消までの期間 (日単位) を乗じて算定する。

契約に関するガイドライン – P F I 事業契約における留意事項について (抜粋)

5 – 5 違約金 3. 違約金の支払い額 (施設の完工前)

施設完工前の選定事業者の帰責事由による解除時に, 選定事業者が管理者等に支払う違約金の額の設定については, 標準約款第47条第2項の規定における〔注〕を参考として, 建設工事費相当の対価の額の100分の10 (場合によっては100分の20) に相当する額とする考え方などがある。

契約解除違約金額の検討（レベル5）

- レベル5に相当する要求水準違反をし、契約解除する場合の契約解除違約金は、1年当たり運営権者収受額を基準に、内閣府「契約に関するガイドライン」を参考に、20%を乗じ算定する。

(単位：億円)	20年間	1年当たり	20%		億円未満を 切り上げ
大崎広域水道用水供給事業	262	13.1	2.6	→	3
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	315	15.8	3.2	→	4

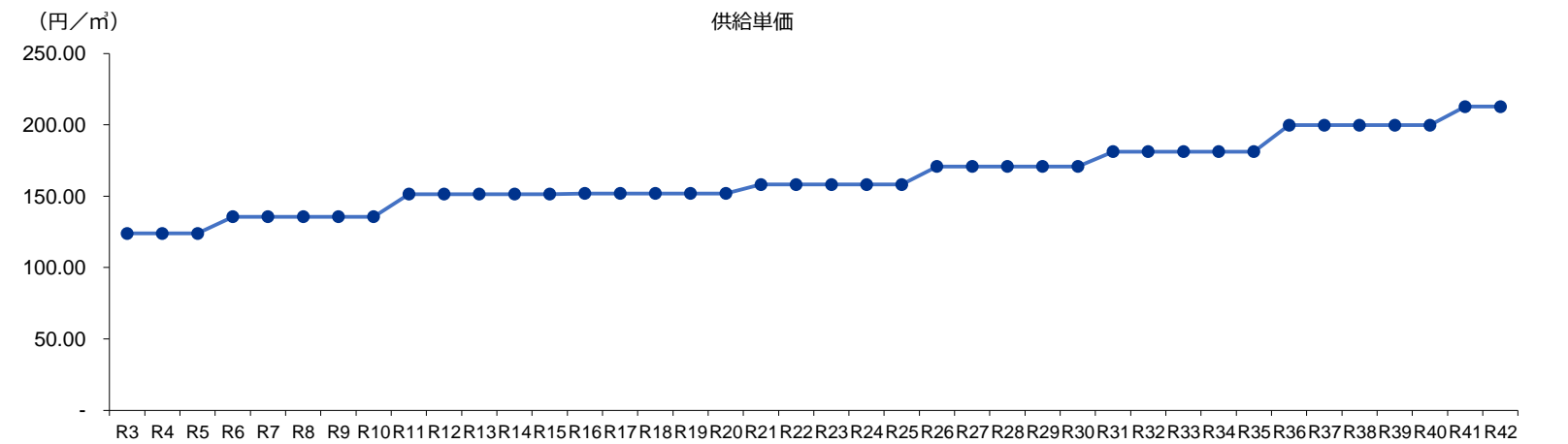
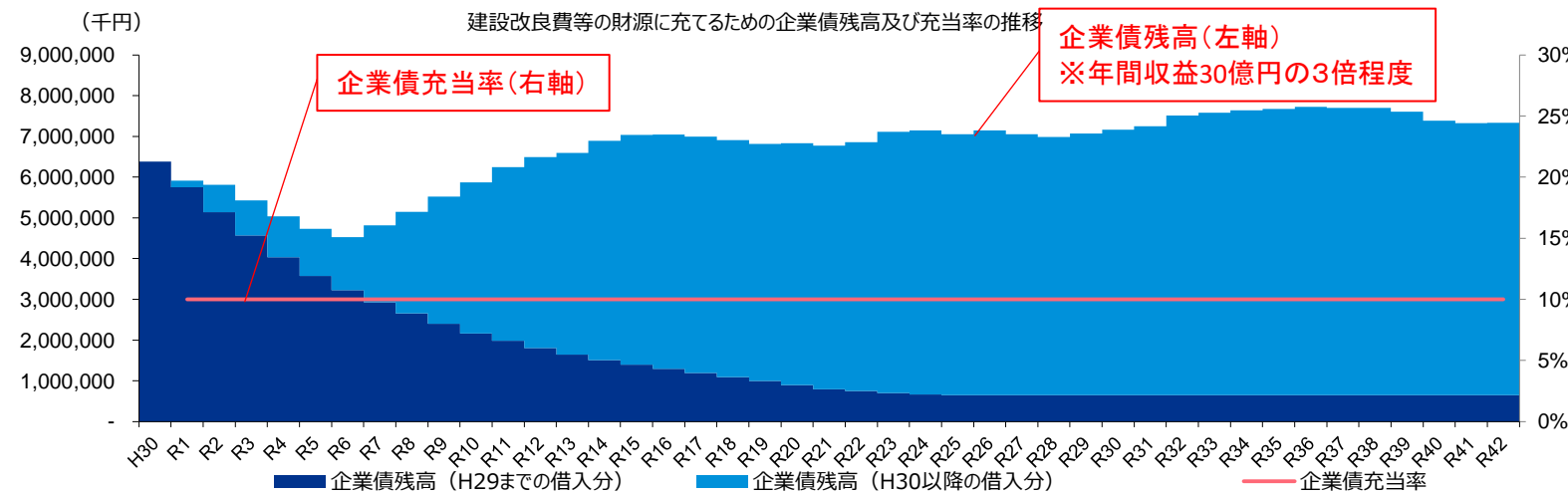
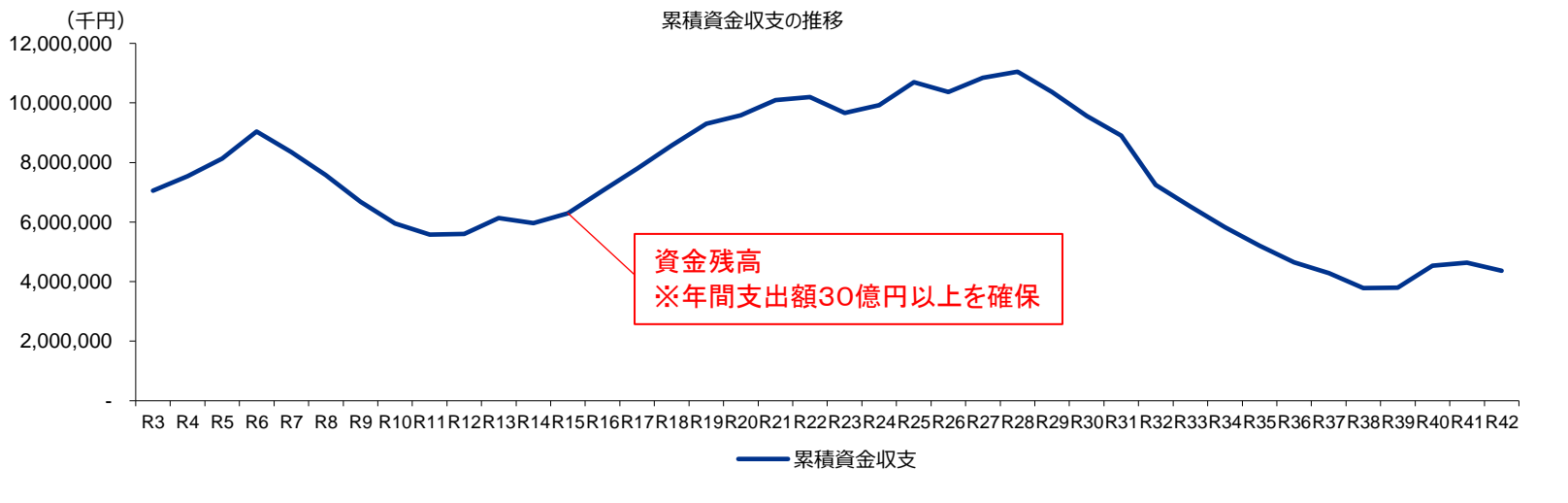
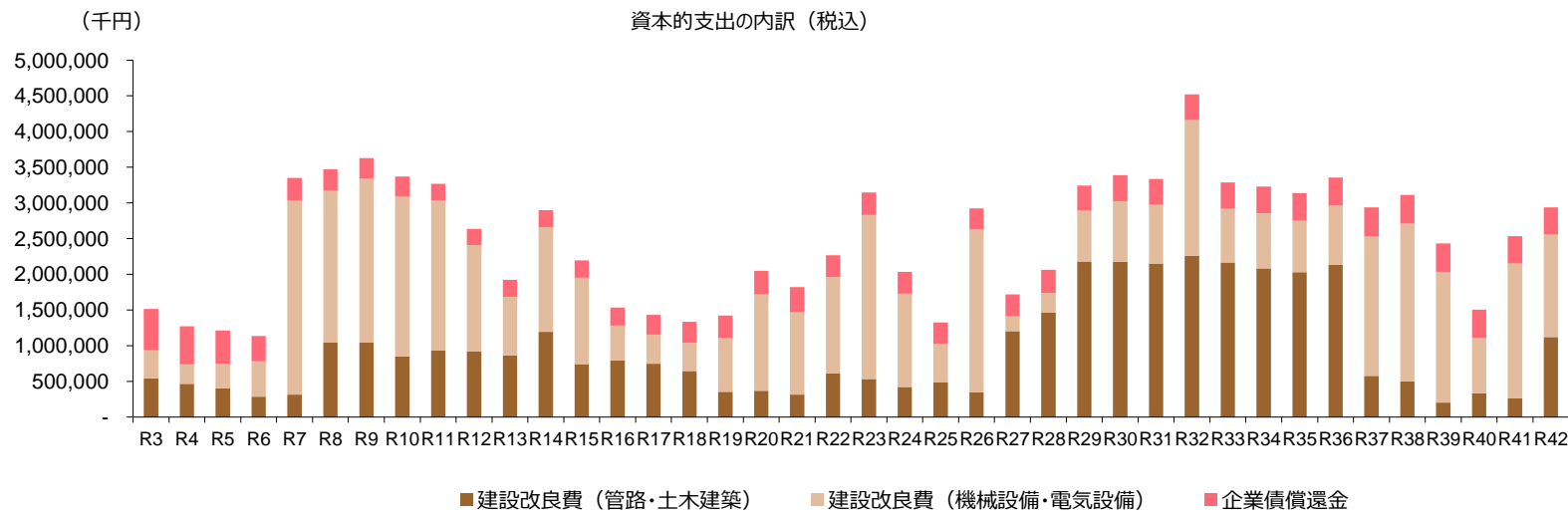
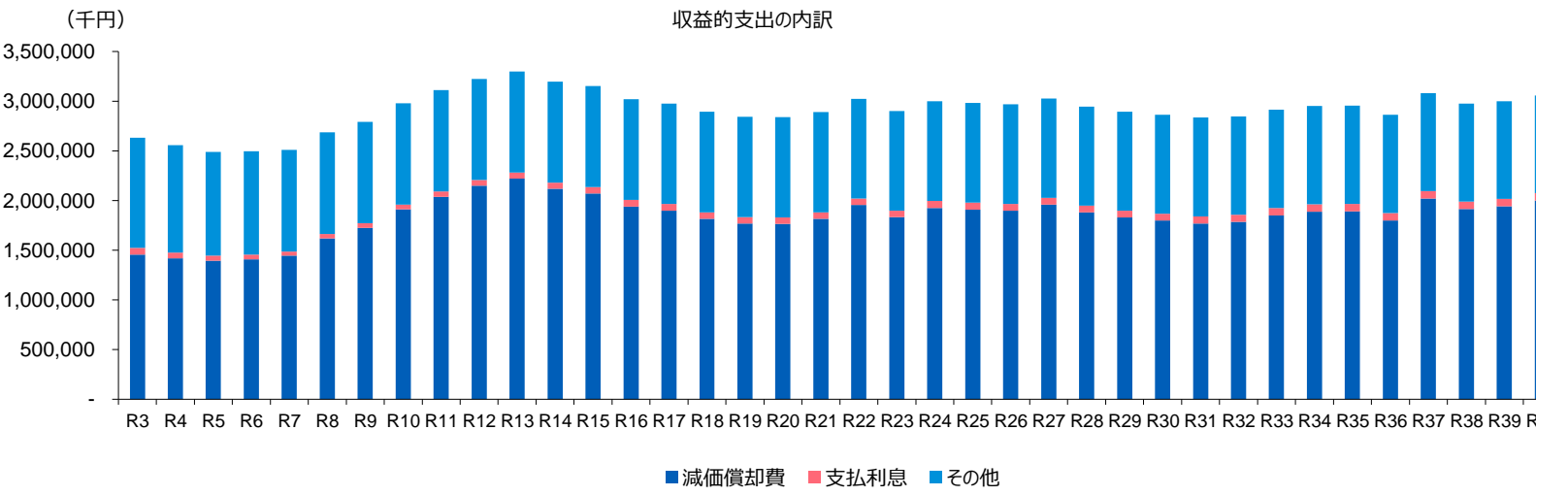
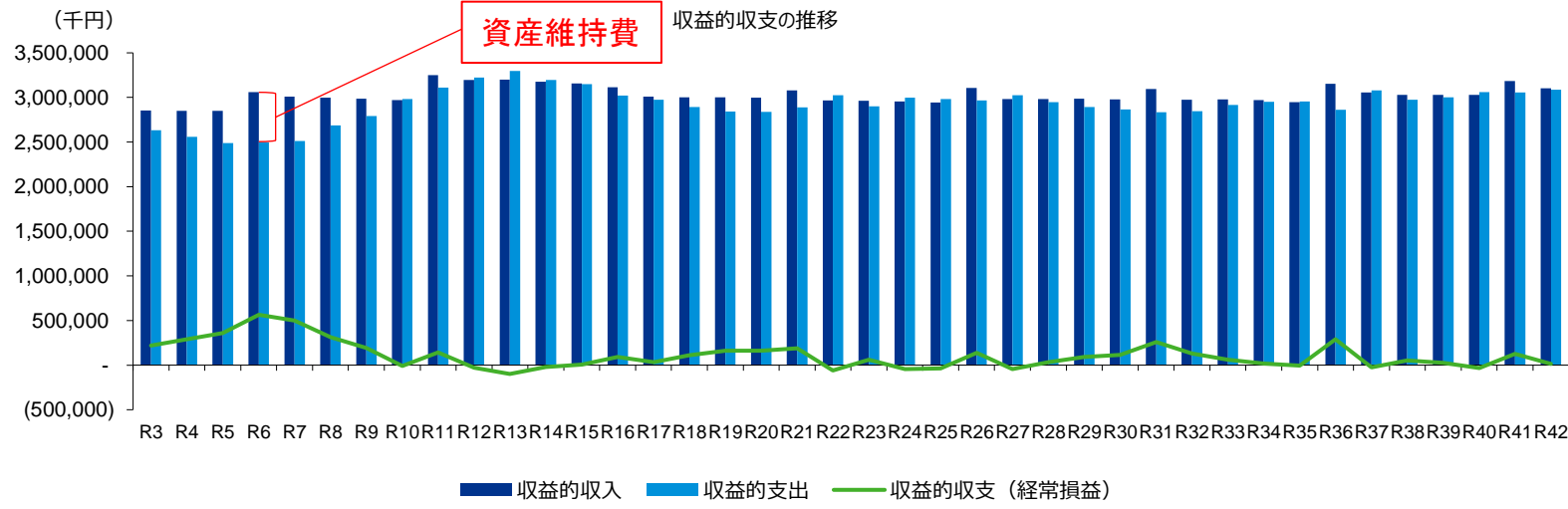
【参考】契約解除違約金額の検討（レベル5）

- 契約解除違約金算定の基準として、運営権者が負担する更新費用（残存価値控除後）を用いることも考えられる。
- 契約解除違約金は、内閣府「契約に関するガイドライン」を参考に算定した場合、同ガイドラインで示されている10%又は20%を採用するかで、額が大きく異なることから、2通りの算定結果を示す。

	運営権者が負担する更新費用 （残存価値控除後）	10%	20%
大崎広域水道	約100億円	10億円／件	20億円／件
仙南・仙塩広域水道	約117億円	12億円／件	24億円／件

【会議後回収資料】 令和元年度第3回PFI検討委員会 補足資料

料金設定に当たっての県の考え方（イメージ）



- 経営の安全性を第一とし、収益的収支の黒字確保(5年単位)を前提。
- 将来の更新投資を見据えて資産維持費を適正水準で計上(料金設定)するとともに、企業債残高と累積資金収支の安定を考慮して新規発行企業債の充当率を決定した。
- ※「コンセッションモデル」の収支シミュレーションに当たっては、運営権者の資金調達について、資金調達を以下のとおり設定。
 - ・優先ローン 調達割合25%、金利2%、返済期間は当初5年間据置きでその後15年間で返済(合計20年間)
 - ・劣後ローン 調達割合25%、金利3%、返済期間は当初19年間据置きでその後1年間で返済(合計20年間)
 - ・資本金 調達割合50%、配当率3%